

松本市立松島中学校 いじめ防止基本方針

(H28.6月策定・R5.4月一部改定)

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは絶対許されない」ことの理解を促していく。そのために、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいく。

3 いじめ対策のための組織

(1) いじめ不登校対策委員会

問題発生時には随時臨時委員会を開催

(2) 構成メンバー

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年代表、該当担任、
(PTA正副会長、育成会長、民生児童委員会会長、主任児童委員、人権擁護委員)

4 未然防止の取組

(1) 複数の目による、互いのチェックシステムの構築

○いじめが生まれない環境、未然に防ぐ体制として、朝読書・朝学活・昼食・帰りの学活等における副担任による表情・人間関係の観察。部活動も複数の職員で担当する。

(2) 生徒会校風委員会を中心に、規律ある環境づくりを行う。

(3) 相談窓口のバリアフリー化

○担任に限らず、自分の話しやすい先生なら誰にでも。心の相談窓口ではいつでも。

5 早期発見の取組

(1) 日常の観察

○交友関係の変化、体調や表情の変化、服装の乱れや言葉遣いの変化、出席状況の変化、日記・生活記録等の記述内容の変化、持ち物の紛失や変化、保健室への訪問回数の変化 など

(2) 本人・保護者等からの訴え

○相談窓口の周知・掲示、アンケート実施、教育相談の充実、家庭訪問や個人懇談での情報交換

(3) 教職員による直接の発見

○毎回の職員会で情報交換できる場を設定、学校運営委員会・学年会で情報交換できる場を設定

6 即時対応

(1) いじめへの即時対応 (すべての教育活動に優先させて迅速に事実確認と問題への対応を図る。)

○被害生徒・保護者の同意の下、事実関係の究明。(複数の関係生徒がいる場合は同数の職員で)

○事実確認と指導の場を明確に区別し、被害者・加害者から事実を明確に把握してから指導する。

○現場発見の際は、即時介入、関係者全員から事実確認。

○被害生徒・保護者への対応→秘密厳守、共感的理解、精神的なバックアップ・心のケア、本人を守ること
を約束、被害生徒・保護者の願いを受け、誠意をもって対応する。

○加害生徒・保護者への対応→本人・保護者と共に今後の家庭教育等について考え、改善していく。

(2) いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への指導

(3) ネットいじめへの対応

7 重大事態への対応

(1) 県教委・市教委への報告とともに警察等関係機関に通報し、適切な援助を求める、

(2) 市教委及び県教委と連携して、弁護士・医師・臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、いじめ対策委員会が中心となり事実関係を明確にする調査等に学校組織を挙げて対応する。

(3) 被害生徒・保護者に対し、調査等によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。

(4) 被害生徒・保護者の意向に十分に配慮した上で保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(5) いじめ対策委員会で再発防止策をまとめ、全職員で共通理解を図り学校組織を挙げて着実に実践する。

8 いじめ対策年間指導計画

〈年度当初〉全校オリエンテーションで規律ある環境づくり、校訓「がまん、気づき、思いやり」の確認

〈4～5月〉適応指導の充実・アセスの実施及び教育相談・いじめ防止に向けた校内研修

〈6～7月〉いじめアンケート調査、教育相談の実施。

ネットいじめに関わる講演会(生徒及び保護者対象)

〈夏季休業明け～9月〉休業明け適応指導、文化祭に向けての人間関係づくり。

〈10～11月〉人権教育強化月間に併せ、いじめや差別に関する学習、いじめアンケート調査、

〈12月〉教育相談、三者面談により人間関係の実態把握

〈1～3月〉休業明け適応指導 悩み相談 学校評価の検証

※年間通して、SC、SSWとの連携。